



薬生総発 0129 第 9 号
令和 3 年 1 月 29 日

一般社団法人 全国配置薬協会会長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長
(公 印 省 略)

「薬事に関する業務に責任を有する役員」の定義等について

今般、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 63 号。以下「改正法」という。）の一部が本年 8 月 1 日に施行されることに伴い、「業務を行う役員」が廃止され、薬局開設者、医薬品等製造販売業者、医薬品等製造業者、医薬品等販売業者等が許可申請等を行うにあたり、その申請書に、「薬事に関する業務に責任を有する役員」（以下「責任役員」という。）の氏名を記載することとなります。

そのため、当該責任役員に関する考え方等について、別添のとおり都道府県衛生主管部（局）長等宛てに通知しましたので、御了知いただくとともに、貴会会員への周知徹底についてよろしくお取り計らい願います。